

新型コロナウイルスに関する税務対応 (令和2年3月24日時点の情報)

新型コロナウイルスによる経済への影響が広がっています。中小企業に対しては、政策公庫の緊急融資など支援策が発表されています。今月のTAXNEWSは、申告延長など税務に関わる部分をご紹介します。

I 個人の申告期限、納付期限の延長

新型コロナウイルスの感染拡大に対する配慮として、個人の納税者が税務署に集中することを避けるため、全国的に申告期限が延長されました。また、**還付申告となる方については、期限後であっても税務上の時効となる5年間であれば申告が可能**です。期限内に税務署に出向く必要はないかもしれません。

税目	本来の申告・納付期限	延長後の申告・納付期限
申告所得税・贈与税 (振替納税期日)	令和2年3月16日(月) (令和2年4月21日(火))	令和2年4月16日(木) (令和2年5月15日(金))
個人事業者の消費税 (振替納税期日)	令和2年3月16日(月) (令和2年4月23日(木))	令和2年4月16日(木) (令和2年5月19日(火))

II 法人の申告期限、納付期限の延長

上記は個人の確定申告についての期限延長措置であり、現時点(3/24現在)では**法人については一律での申告・納付期限の延長措置は実施されていません**。既存の申告延長の手続きにより、事業年度末までに申請を行うことにより、「**申告期限**」を延長することができます。**納付期限は延長されず、延長期間は利子税の対象**となります。今後、**災害時の申告・納付延長手続きが適用される可能性**があります。

要件	延長期間
定款等に記載されている定時株主総会の招集時期が事業年度終了の日の翌日から2月を超える場合 等	申告書の提出期限を1月間延長 (消費税には延長の適用なし→今後改正の見込)

III 災害損失欠損金の繰戻し還付

今回のコロナ禍による被害を「災害」と捉えて、**災害損失欠損金の繰戻し還付の適用**が検討されています。通常、青色申告法人では当事業年度の赤字(青色欠損金)を前事業年度の所得から控除し、前年に納付した分の法人税額を還付する繰戻し還付があります。青色申告法人は欠損金のうち、**災害に係る赤字部分(災害損失欠損金)のみ**、控除する所得を2年間さかのぼれる規定があり、新型コロナウイルスの影響による以下の赤字については**過去2年間の繰戻し還付が可能**です。また、**決算時の申告に限らず、中間納付時の申告についても災害に係る赤字部分については還付を受けることが可能**です。

災害損失欠損金	棚卸資産に生じた損失(休校により、給食業者が廃棄した食材の費用) 設備について生じた損失(感染者の発生したライブハウスの消毒や設備交換の費用) ※法人の財産について生じた損失に限り、単に売上減少により生じた赤字は対象外
---------	---

IV 納税の猶予などについて

新型コロナウイルスの影響により納税が難しい場合、「**換価の猶予**」と「**納税の猶予**」の制度があります。**いずれも原則1年間、分納などを認められる場合があります**。しかし、税金の未納状態であるため、融資時に必要な納税証明書が準備できなくなります。**銀行融資が望めない場合の最終手段**としましょう。

	換価の猶予	納税の猶予
要件(一部)	納付期限から6月以内に申請書の提出	納付期限までに申請書の提出
	納税により事業継続又は生活維持の困難	財産に相当な損害、事業に著しい損失を受けた場合など
	原則として担保が必要(不要な場合あり)	個別事由により税務署が審査します
効果	差押え・競売が猶予される	差押解除や新たな差押・競売が猶予される
	納付猶予中の 延滞税の一部免除	納付猶予中の 延滞税の全部又は一部の免除

まだまだ、新型コロナウイルスによる影響は図り知れないところがあります。影響を受けている事業者の方々は税務に限らず種々の支援策を利用し、一刻も早く事業復旧されることを願ってやみません。